新給水装置工事設計施工基準

平成２５年４月制定
平成２６年４月一部改正
平成２７年４月一部改正
平成２９年４月一部改正

１．総　　則

１・１　趣　　旨　・・・１ページ
１・２　第三者異議の責任　・・・１ページ
１・３　給水装置の定義　・・・１ページ
１・４　用語の定義　・・・２ページ
１・５　給水装置の区分　・・・２ページ
１・６　給水装置工事申し込みの種別　・・・３ページ
１・７　別系統線分岐工事の制限　・・・３ページ
１・８　先行引込工事の禁止　・・・３ページ
１・９　給水管分岐工事の原則　・・・３ページ
１・１０　既納加入金の取り扱い　・・・３ページ
１・１１　給水装置工事に関し技能を有する者の施工　・・・３ページ
１・１２　臨時給水工事の取り扱い　・・・４ページ
１・１３　「海の家」給水装置工事の取り扱い　・・・４ページ

２．給水装置工事の設計

２・１　給水方式　・・・５ページ
２・２　貯水槽水道設備の技術基準　・・・６ページ
２・３　所要水量　・・・７ページ
２・４　貯水槽の容量　・・・７ページ
２・５　受水槽への給水　・・・８ページ
２・６　給水管の口径　・・・９ページ
２・７　消火栓の使用　・・・９ページ
２・８　防火水槽用給水装置の取扱い　・・・９ページ
２・９　メーター口径の選定　・・・９ページ
２・１０　図面の条件　・・・１５ページ
２．１１　給水装置図面作成の基準　・・・１５ページ
２・１２　作　図　・・・１６ページ
２・１３　その他の事項　・・・１６ページ

３．給水装置工事の施工

３・１　給水管の口径　・・・１８ページ
３・２　給水管の材料　・・・１８ページ
３・３　給水管の分岐及び配管　・・・１８ページ
３・４　給水管の継手　・・・１９ページ
３・５　２次側給水管の口径指定　・・・１９ページ
３・６　給水装置の用具　・・・１９ページ
３・７　道路設置用ボックスの規格　・・・２０ページ
３・８　設置メーターボックスの規格　・・・２０ページ
３・９　第１仕切弁及び第１止水栓の設置　・・・２０ページ
３・１０　第１仕切弁及び第１止水栓の深度　・・・２０ページ
３・１１　給水管の布設位置及び布設深度　・・・２１ページ
３・１２　道路設置の弁キョウ規格及び構造　・・・２１ページ
３・１３　給水管の明示　・・・２１ページ
３・１４　給水管の分岐に当たっての留意事項　・・・２２ページ
３・１５　水道メーターの設置　・・・２２ページ
３・１６　給水装置工事の留意事項　・・・２４ページ
３・１７　クロスコネクションの予防　・・・２４ページ
３・１８　土工事　・・・２４ページ
３・１９　道路復旧工事　・・・２５ページ
３・２０　現場管理　・・・２５ページ

４．給水装置工事の手続き

４・１　給水装置工事申込の手続　・・・２７ページ
４・２　工事設計審査及び検査手数料の取り扱い　・・・２８ページ
４・３　給水装置工事の実施　・・・２８ページ
４・４　工事予納金の還付等　・・・２８ページ
４・５　給水装置工事等の取り扱い　・・・２８ページ
４・６　工事及び検査等の変更　・・・２８ページ
４・７　工事用水メーターの使用　・・・２９ページ
４・８　給水装置分岐工事の手続　・・・２９ページ
４・９　掘削を伴う給水装置工事　・・・２９ページ

５．給水工事の検査

５・１　給水装置工事の検査　・・・３０ページ
５・２　しゅん工検査　・・・３１ページ
５・３　水圧試験及び通水試験　・・・３１ページ
５・４　通水　・・・３２ページ
５・５　検査不適格の処置　・・・３２ページ

６．表示記号及び標準配管施工図

６・１　表示記号の種類　・・・３３ページ
６・２　標準配管施工図　・・・３４ページ

７．受水槽以下メーターの設置（共同住宅）

７・１　受水槽以下メーターの設置に関する留意事項　・・・３６ページ
７・２　受水槽以下メーターの設置基準　・・・３６ページ
７・３　既存施設からの受水槽以下メーターの切替え　・・・３６ページ

８．受水槽式既設ビル等の直接給水の切替え

８・１　受水槽式既設ビル等の切替え　・・・３７ページ
８・２　既設ビル等の直結方式メーターの設置　・・・３７ページ
８・３　直結増圧方式の配管　・・・３７ページ

９．受水槽以下の施工等

９・１　受水槽以下の配管等　・・・３８ページ
９・２　受水槽以下の給水設備の維持管理　・・・３８ページ
９・３　受水槽方式等の配管及びその他事項　・・・３８ページ

１０．親メーターの設置について

１０・１　親メーターの設置　・・・３９ページ
１０・２　メーターの差水　・・・３９ページ
１０・３　親メーター設置費用　・・・３９ページ

新給水装置工事設計施工基準

１．総　　則

１・１　趣　　旨

この基準は、給水装置及び貯水槽水道に係る施工管理を適正、かつ合理的にするため、水道法（以下「法」）、伊東市水道事業給水条例（以下「条例」という。）、同施行規程及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「構造材質基準」という。）等に基づく給水装置工事並びに貯水槽以下の給水設備工事の設計と施工の扱いについて定めたものである。

なお、この定めにないその他の技術的事項については、給水装置工事の手引きによる。

１・２　第三者異議の責任

給水装置工事の申込み又は設置等において、利害関係人その他の者から異議があるときは、当該給水装置工事申込者が解決する。

１・３　給水装置の定義

１）給水装置

給水装置（メーター含む）とは、需要者に水を供給するために、水道管理者の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

直結する給水用具とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具であり、ホースなど容易に取り外し可能な状態で接続される用具は含まない。また、水道水を一旦貯水槽等で受けて給水する場合は、配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までが給水装置であり、受水槽以降はこれに当たらない。

２）給水装置の構造及び材質の基準

給水装置の構造及び材質については、構造材質基準に適合した基準認証品等を使用するものとする。ただし、配水管の分岐部分から水道メーター２次側の第１継手までの給水装置については、濁水時、災害時等の緊急工事を円滑、かつ効率的に行うため、材料及び工法等については水道管理者が指定する。

３）給水器具の特例

配水管から分岐した給水管に直結する給水器具で、ガス湯沸器、太陽熱温水器又は電気貯水器等の給水器具については、構造材質基準に適合するものとする。ただし、この

給水器具が原因となる水質等の変化についての責任は、使用者が負う。

４）貯水槽以下の設備基準

貯水槽以下の給水設備については、配水管及び給水管への影響、又はその他の理由による断水時の使用等を考慮し、「構造材質基準」に適合した認証品を使用するものとする。

なお、この場合の水質保全等に係る水道管理者の責任の分界点は、貯水槽の給水口までとし、貯水槽以下の水質汚染等の責は使用者が負う。

１・４　用語の定義

給水装置工事の用語は、次の各号とする。

１）配水管

道路等に布設された口径７５ミリメートル以上のもので、特に水道管理者が管理するもの。

２）代用配水管

道路等に布設された口径７５ミリメートル未満のもので、特に水道管理者が管理するもの。

３）給水管

配水管又は代用配水管から分岐されたもので、道路又は道路に準ずる箇所に布設され、特に水道管理者に帰属されていないもの。

４）給水用具

給水管に直結する分水栓（分水サドル・割Ｔ字管）、止水栓、止水栓ボックス、仕切弁、仕切弁ボックス、メーター、メーター用伸縮止水栓、メーターボックス、減圧弁等の給水を構成する用具。

５）第１仕切弁及び第１止水栓

配水管又は代用配水管から分岐して最初に設置される仕切弁及び止水栓。

６）貯水槽水道

水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水を一旦貯水槽に受けた後、建物等の利用者に飲み水として供給される施設の総称をいう。

１・５　給水装置の区分

給水装置の区分は、次のとおりとする。

１）専用給水装置

１世帯又は１箇所で専用するもの。

２）共用給水装置

２世帯又は２箇所以上で共用するもの。

３）私設消火栓

消火栓を設置するもので、原則として口径４０ミリメートル以上で、屋内又は敷地内

に設置し、メーター以降に取り付けるもの。

１・６　給水装置工事申込の種別

給水装置工事申込の種別は、次のとおりとする。

１）新設工事

新たにメーターの口径に応じた給水装置を設けるもの。

２）改造工事

給水管の分岐箇所、分岐口径、メーター口径、配管位置又は給水栓の位置等の配管の原形を変更するもの。

３）修繕工事

原則として給水装置の原形を変えないで、給水管又は給水栓等の部分的な破損箇所を修理するもの。

４）撤去工事

配水管又は代用配水管からの給水装置の全部又は一部を撤去するもの。

１・７　別系統線分岐工事の制限

一つの給水装置で、同じ目的で使用する同一敷地内の家屋、テナント、マンション、ビル、店舗、集合住宅、学校又は事業所等の同一構造の建築物の配水管からの分岐は、原則として１個の分岐とする。

１・８　先行引込工事の禁止

メーター設置を伴わない給水管の先行引込工事はできない。ただし、水道管理者が認めた場合は、この限りでない。

１・９　給水管分岐工事の原則

口径２５ミリメートル以下の専用給水管から支管を目的とした分岐切込工事はできない。ただし、水道管理者が認めた場合は、この限りでない。

１・１０　既存加入金の取り扱い

既存給水箇所の既納加入金の権利は、その登録地番内において新しく設置するメーターに対し、既納加入金を合計した額の加入金の権利として活用できる。ただし、宅地分譲及び分譲マンション等の場合は、その当該区画又は共用部分の加入金として利用できる。

１・１１　給水装置工事に関し技能を有する者の施工

給水管の分岐からメーターまでの施工は、下記資格を有するものが施工する。なお水道管理者が認めた場合、主任技術者又は下記技能者の監督のもと、他の従事者も施工できる。

１）㈶給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能者認定証を有する者

２）㈶給水工事技術振興財団が実施する（旧名称）給水装置工事配管技能者講習（全国標準コース又は分岐穿孔コース）修了者

３）その他、前記２号と同等の資格を有する者と水道管理者が認める者

４）ポリエチレン管の分岐工事及び布設工事を行う場合は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会を受講した者

５）ダクタイル鋳鉄管（K 形・NS 形・GX 形）を布設する場合は、㈶日本水道協会の配水管技能者証（一般継手・耐震継手）を有する者、または、同等の資格を有する者と水道管理者が認める者

１・１２　臨時給水工事の取り扱い

工事用その他の事由により、一時的に水道を使用するための臨時給水の取り扱いは、次の内容とする。

１）工事を要する臨時給水は、指定給水装置工事事業者が取り扱う。

２）臨時給水は、加入金及び開発負担金を適用しない。

３）１回の臨時給水の期間は、３ケ月を期限とする。

４）臨時給水の解除は、使用メーターの料金精算及び給水の施設の撤去時とする。

５）臨時給水の装置は、水道管理者の許可なく他の給水装置に接続してはならない。

１・１３　「海の家」給水装置工事の取り扱い

海水浴場に設置される「海の家」の給水の取り扱いは、次のとおりとする。

１）「海の家」の給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書により取り扱う。

２）給水装置の使用開始は、メーター異動届書の提出時とする。

３）「海の家」の閉栓は、給水装置工事しゅん工検査申請書の提出によるメーター撤去時とする。

４）「海の家」に係るメーターは、定例検針の扱いとしない。

２．給水装置工事の設計

２・１　給水方式

給水方式の選択は、次の各号から選択できるものとする。

１）直結給水方式の選択

給水装置の末端である給水栓まで配水管の直圧を利用して給水する方式であり、水道施設設計指針を基準とする配水管の最小動水圧力が０．１４７メガパスカル以上〔1.5 Kgf/cm2〕を有する圧力であること。

また、５階までの建造物のうち、配水管の配水能力が年間を通じ良好で、安定的給水が可能であると水道管理者が認めたもの。

２）直結増圧給水方式の選択

給水装置の途中の給水管に直結増圧設備を設置し、配水管の水圧に影響を与えることなく高位置まで直結給水するもので、原則として６階以上の建造物で、水道管理者が認めたもの。

３）受水槽給水方式の選択

受水槽を設け、水を一旦貯めてから給水する方式である。受水タンク給水方式としなければならないのは、次の場合とする。

（１）原則として３階以上の建造物に給水する場合

（２）常時一定の水圧を必要とする給水の場合

（３）一時に多量の水を必要とする給水の場合

（４）配水管の断水時等に際し、ある程度の給水を持続する必要がある給水施設の場合

（５）水道に直結できない機器等を設置しこれを給水する場合

（６）配水管の水圧、水量が所要の条件に不足する給水の場合

（７）その他、直接給水が不適当な給水の場合

４）受水槽設置時の配管における留意事項

（１）受水槽への流入時や満水時の停止等の影響によるウォーターハンマー現象予防のため、配水管からの水圧を常時安定的な水圧に維持できるよう、減圧弁設置等の処置を講ずること。

（２）口径２０ミリメートルを超える給水口径を有する場合は、メーター器故障の原因となるおそれがあるので、定流量弁設置等による予防処置を施すこと。

５）直結・受水槽併用方式の禁止

一つの建造物には、直結方式と受水槽方式の併用は、原則としてできない。ただし、次の各号の要件をみたす場合又は水道管理者が認めた場合はこの限りではない。

（１）２階以上が専用住宅又は併用住宅となっている３階以上の建造物で、これに併

設された店舗等において、道路又は道路に準ずる部分に面した１階にそれぞれ専用の入口があり、かつ適正にメーターを設置するスペースを有する場合

（２）３階以上の建造物で、これに併設された１階の店舗等において、道路又は道路に準ずる部分に面したそれぞれ専用の入口があり、かつ適正にメーターを設置することができる場合

２・２　貯水槽水道設備の技術基準

建築基準法施行令第１２９条の２の５及び建設省告示（昭和５７年第１６７４号）に適合させるよう努めるものとし、次の事項に留意するものとする。

１）受水槽

（１）受水槽は、点検、清掃、修理が容易で、かつ常時、人の出入りしない場所に設置する。

（２）受水槽は、関係者以外立入りできないようフェンス等で囲み、施設の安全管理に十分配慮する。

（３）受水槽は、地上または床置型とし、受水槽の６面点検できるよう十分なスペースを確保する。

（４）受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用しない。

（５）建築物の最下階で床下式又は屋外にあって地盤面下の地下式あるいは建築軀体を利用したもので、汚水等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの水平距離が５メートル未満である場合は、これらの受水槽から汚水等の侵入防止のための処置を講ずる。

（６）受水槽内部は、給水管以外の管は貫通させない。

（７）受水槽が完全排水できない構造の場合は、受水槽満水時の警報を知らせる設備を施す。

（８）受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固かつ水質に悪影響を与えない「構造材質基準」に適した材料を用い、完全に水密性を保つ構造とする。

（９）マンホールは、内径６０センチメートル以上の鍵付防水型とし、受水槽ごとに管理できる構造とする。また、マンホール面は周囲の床面から１０センチメートル以上高くする。

（１０）オーバーフロー管及び通気管は十分機能するものであり、昆虫等が入らない構造とする。

（１１）受水槽への給水管には、吐水口空間を設ける。また、オーバーフロー管、水抜管等には排水口空間を設ける。

（１２）受水槽の受水口と揚水口は対象位置に設置する。

（１３）受水槽は、施設の状況に応じ二槽構造以上のものとする。

（１４）受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排気管等を直接設置しない。

（１５）給水管、排気管、電極棒等が受水槽の上部面を貫通して配管若しくは設備する場合は、その貫通部分に汚水等の侵入を防ぐための防水処置を施す。

（１６）受水槽は、周囲にゴミや汚物の置場がなく、湧水や溜水に汚染されるおそれのない場所に設置する。

２）高置水槽

（１）水槽室、又は塔屋等の室内に設ける場合は、天井、床及び周壁との間は、外部から点検できるように十分なスペースを確保する。

（２）建物の屋上等に設ける場合は、点検、清掃、修理が容易かつ安全に配置する。

（３）高置水槽に用いる材料は、１）の（８）に準ずる。

（４）マンホール、オーバーフロー管、通気管は、１）の（１０）、（１１）に準ずる。

３）貯水槽水道のその他の基準

（１）貯水槽水道は、当該貯水槽水道以外の管及び設備と直接連結させない。

（２）給水管は、汚染された液体や物質の中を貫通させない。また、その真下には埋設しない。

（３）給水管は、「構造材質基準」に適合した材料を使用する。

（４）給水管は、他の配管と明瞭に識別できる措置を施す。

（５）給水系統には、逆流、逆サイホン作用を生じさせないような設備をし、逆サイホン作用を生じるおそれのある器具、装置には適切な防止措置を設ける。

２・３　所要水量

所要水量は、取付水栓の用途、栓数と同時使用率及び延床面積、使用人数等を考慮して定め、給水装置の状況に応じた算出をする。

１）一戸建及び小規模給水装置＝〔各水栓の使用水量×同時使用率を考慮した水栓数〕

２）給水幹線の大規模給水装置＝〔給水器具単位数と同時使用水量表〕

３）１日当たりの使用水量を必要とする受水槽方式の引込給水管＝〔単位床面積当たり使用水量×延べ床面積〕（受水槽以下は（１）又は（２）で計算する。）

２・４　貯水槽の容量

貯水槽の有効容量は、使用水量、使用時間、受水槽への流入量を考慮して決めるものであるが、貯水槽の容量は、次によるものを標準とする。

１）受水槽有効容量は、１日使用水量の４／１０～６／１０のものとする。

２）高置水槽（受水槽がある場合）の有効容量は、１日使用水量の１／１０のものとする。

３）最高水位は、貯水槽の定水位装置による、ハイウォーターレベルの水位とする。

4）最低水位は、受水槽にあっては揚水管の吸込管端から揚水管径の１．５倍上部の水位とし、横出しのときは給水管（流出管）の中心高さの水位とする。

5）消火用水槽は、原則として別に専用の水槽を設けること。ただし、受水槽と消火用水槽を兼用する場合は、受水槽の有効容量は１日使用量を超えない範囲とし、水槽内の水が滞留しない構造とすること。

２・５受水槽への給水

1）受水槽への補給水量は、次による標準補給水量算定式により算出した水量を標準とする。ただし、標準補給水量算定式により算出した水量が、最低補給水量算定式によって算出した水量以下の場合は、最低補給水量算定式によって算出した水量を補給水量として確保することとし算定は、次によるものとする。

標準補給水量算定式

$$\frac{\text{１日使用水量－受水槽有効水量}}{\text{0.02×１日当たり使用時間}} = \text{補給水量}\ell/\text{ｍｉｎ}$$

最低補給水量算定式

$$\frac{\text{１日使用水量}}{\text{0.06×１日当たり使用時間}} = \text{補給水量}\ell/\text{ｍｉｎ}$$

2）受水槽への給水量は、メーターの使用範囲以下とし、これを超える場合は給水量を制限するため、定流量弁又は定流量止水栓等を設け過大流量防止の処置を講ずるものとする。

3）受水槽への給水主管の口径が２５ミリメートル以下の場合は、給水自動開閉弁（ボールタップ）を点検管理の容易なマンホールに近接して設けるものとする。

4）受水槽の給水自動開閉弁にボールタップを取り付けた場合は、ボールタップが波による影響を受けないよう、波よけ板の取付け又は吐水口を満水面上の位置にする等波防止対策を講ずること。なお、吐水口を満水面以下にしたときは、満水面の高さに逆流防止が有効に作用する口径の真空破壊口を設けるものとする。

5）受水槽への給水主管の口径が３０ミリメートル以上の場合の給水自動開閉弁は、定水位弁を設置し、その開閉操作用の子弁ボールタップは点検管理が容易なマンホールに近接して設けるものする。ただし、口径５０ミリメートル以上の定水位弁を設置する場合は、その定水位弁の開閉操作用には電磁弁を取付け、子弁ボールタップは補助用として取り付けるものとする。

6）定水位弁に電磁弁を取り付けた場合は、電磁弁の故障に備えてバイパス管を設けるものとし、電磁弁には専用の自動、手動の切替えスイッチを取り付けるものとする。

7）受水槽への給水自動開閉弁に、定水位弁を設置した場合の吐水口は、波立ち防止の

ため水中に入れ、かつ、逆流防止のための受水槽の満水面以上の高さに逆流防止が有効に作用する口径の真空破壊口を設けるものとする。

８）ボールタップ又は定水位弁の作動によって水撃作用が発生する恐れがある場合は、水撃作用を防止するための必要な処置を講ずるものとする。

２・６　給水管の口径

給水管の口径は、メーターの許容又は最大流量を超えない範囲で、配水管の最小動水圧時においても計画水量を十分に供給できる大きさとし、かつ著しく過大とならないものとする。

２・７　消火栓の使用

消火栓の使用は、次の事項によるものとする。

１）消火栓は、消防又は消防の演習若しくは、水道管理者が認めた場合のほか使用できない。

２）消火栓を消防の演習等に使用するときは、あらかじめ水道管理者の許可を得なければならない。

３）私設消火栓の演習等の使用は、原則として１０分以上連続の使用としない。

２・８　防火水槽用給水装置の取扱い

上水道の配水管から防火水槽への補給を目的とする給水の諸工事は、次により取り扱う。

１）給水の申込は、「給水装置工事申請書」による。

２）防火水槽用給水装置には、水道管理者のメーターを設置しない。

３）防火水槽用給水装置に必要な一切の費用は、給水工事申請者が負担する。

４）防火水槽を目的に設置された給水施設は、防火水槽以外の目的に使用してはならない。

２・９　メーター口径の選定

メーターの適正な選定に当たっては、計画使用水量に適した口径を使用する必要があることから、表－2.9.1 から求めるものとする。

１）直結給水方式メーターの選定（一戸建て）

（１）同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

同時使用率を考慮した給水用具数を表－2.9.2 から求め、そのうち同時に使用する給水用具を任意（使用頻度の高いもの）に設定し、設定された給水用具の吐出量を一般的な給水用具の種類別吐出量を表した表－2.9.3 から求め、それらを足し合わせて同時使用量を決定する。

（２）標準化した同時使用水量により算出する方法

給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法であり、給水装置内全ての給水用具個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を、給水用具の総数で除したものに、使用水量比（表－2.9.4）を乗じて求める。

同時使用水量＝給水用具の全使用水量÷総給水用具数×使用水量比

（３）給水用具給水負荷単位表により求める方法

同時使用率を考慮した給水用具数を表－2.9.2 から求め、そのうち同時に使用する給水用具を任意（使用頻度の高いもの）に設定し、設定された給水用具の負荷単位を表－2.9.5 から求め、それらを足し合わせて表－2.9.6 より同時使用水量を求める。

２）直結給水方式メーター選定（共同住宅等）

（１）各戸の使用水量と給水戸数の同時使用率

１戸の使用水量については、一戸建ての算定方法により求め、全体の同時使用戸数については、使用戸数の同時使用率（表－2.9.2）より同時使用戸数を定める。

同時使用水量（共同住宅等）＝１戸同時使用水量×戸数×同時使用率

（２）戸数から同時使用水量を算定する方法

１０戸未満	同時使用水量＝４２×戸数＾０．３３
１０戸以上６００戸未満	同時使用水量＝１９×戸数＾０．６７

（３）居住人数から同時使用水量を算定する方法

１～３０人	同時使用水量＝２６×人数＾０．３６
３１～２００人	同時使用水量＝１３×人数＾０．５６
２０１～２０００人	同時使用水量＝６．９×人数＾０．６７

３）受水槽式給水のメーター選定

受水槽方式（一括メーター方式）により給水する場合のメーターの口径は、次に揚げるところにより算出した計画１日当り使用水量が、表－2.9.1 の許容最大流量を超えない範囲で決定するものとする。

計画１日使用水量は、建築種類別単位給水量・使用時間・人員表（表－2.9.8）より、核施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを、十分考慮して設定する。

なお、表－2.9.8 にない業態等については、使用実態及び類似した業態等の使用水量実態等を調査する必要がある。

計画１日使用水量算出方法

（１）使用人数から算出する場合

１人１日当り使用水量（表―2.9.8）×使用人数

（２）使用人数が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量（表－2.9.8）×延床面積

（３）その他

使用実績等

受水槽等の容量は、計画１日使用水量をもとに決定する。

計画１日使用水量に対し、受水槽有効容量は４／１０から６／１０程度、高置水槽は１／１０程度とするのが標準である。

メーター適正使用基準表（表－2.9.1）

口径（㎜）及び形式	基準流量範囲（m3/ｈ）	適正使用流量範囲（m3/ｈ）	一時的使用の許容流量		１日当りの使用量（m3/日）			月間最大使用量（m3/ｈ）
			瞬時許容最大流量（m3/ｈ）	同時使用水量（ℓ/min）	１日使用時間の合計が５時間の時	１日使用時間の合計が１０時間の時	１日２４時間使用の時	
湿式・接線流羽車式				直結直圧			受水槽	
１３㎜	2.0	0.1～0.8	1.5	25	3.0	5.0	10.0	85
２０㎜	4.0	0.2～1.6	3.0	50	6.0	10.0	20.0	170
２５㎜	4.5	0.23～1.8	3.4	57	7.0	11.0	22.0	190
３０㎜	8.0	0.4～3.2	6.0	100	12.0	19.0	38.0	340
４０㎜Ｂ	12	0.6～4.8	9.0	150	18.0	29.0	58.0	420
湿式・たて型ウォルトマン（ユニオン式）								
50㎜	1.25～50	1.25～15	37	617	56	90	180	2100
湿式・たて型ウォルトマン（TVW）								
75㎜	2.5～100	2.5～30	75	1250	112	180	360	4200
100㎜	4.0～160	4.0～48	120	2000	180	288	576	6700

表－2.9.2 同時使用率を考慮した給水用具数

総給水用具数	同時使用率を考慮した給水用具数	総給水用具数	同時使用率を考慮した給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6

表－2.9.3 種類別吐水量をこれに対応する給水用具の口径

用途	使用水量（ℓ/min）	対応する給水用具の口径（㎜）	備考
台所	１２～４０	１３～２０	
洗濯流し	１２～４０	１３～２０	
洗面器	８～１５	１３	
浴槽（和式）	２０～４０	１３～２０	
浴槽（洋式）	３０～６０	２０～２５	
シャワー	８～１５	１３	
小便器（洗浄タンク）	１２～２０	１３	
	１５～３０	１３	一回（4～6 秒）の吐水量２～３ℓ
小便器（洗浄弁）	１２～２０	１３	
大便器（洗浄タンク）	７０～１３０	２５	一回（8～12 秒）の吐水量 13.5～16.5ℓ
	５～１０	１３	
大便器（洗浄弁）	１３０～２６０	４０～５０	
手洗器	１５～４０	１３～２０	
消火栓（小型）	３５～６５	２０～２５	業務用
散水			
洗車			

表－2.9.4　給水用具数と同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

表－2.9.5　給水用具の負荷単位表

給水用具		給水用具給水負荷単位		備考
		個人用	公共用及び事業用	
大便器	F．V	6	10	F．V＝洗浄弁
大便器	F．T	3	5	F．T＝洗浄水槽
小便器	F．V	－	5	
小便器	F．T	－	3	
洗面器	水洗	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合栓	2	4	
台所流し	水栓	3	－	
料理場流し	〃	2	4	
食器洗い流し	〃	－	5	
掃除用流し	〃	3	4	

表－2.9.6　同時使用流水量図

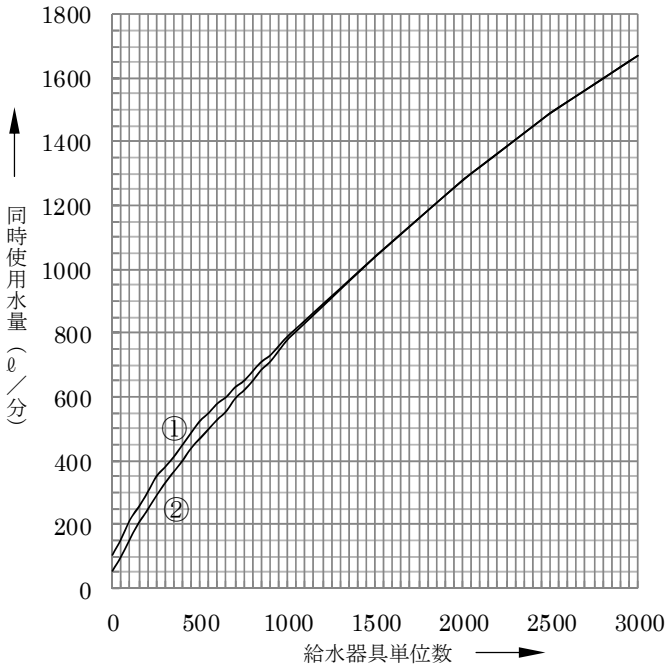

① 大便器洗浄弁が多い場合

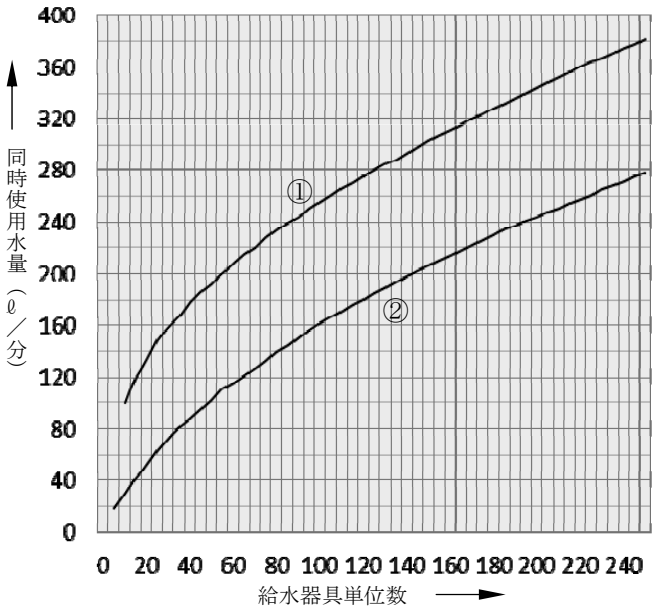

② 大便器洗浄槽が多い場合

表－2.9.7　給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率（%）	100	90	80	70	65	60	55	50

表－2.9.8

建物種別	単位給水量（1日当たり）	使用時間（h/日）	注記	有効面積当たりの人員など	備考
戸建て住宅	200～400ℓ/人	10	居住者1人当り	0.16 人/㎡	
集合住宅	200～350ℓ/人	15	居住者1人当り	0.16 人/㎡	
独身寮	400～600ℓ/人	10	居住者1人当り		
官公庁・事務所	60～100ℓ/人	9	在勤者1人当り	0.2 人/㎡	男子 50ℓ/人、女子 100ℓ/人 社員食堂・ﾃﾅﾝﾄ等は別途加算
工場	60～100ℓ/人	操業時間+1	在勤者1人当り	座り作業 0.3 人/㎡ 立ち作業 0.1 人/㎡	男子 50ℓ/人、女子 100ℓ/人 社員食堂・ｼｬﾜｰ等は別途加算
総合病院	1500～3500ℓ/床 30～60ℓ/㎡	16	延べ面積1㎡当り		設備内容などにより詳細を検討する
ホテル全体	500～6000ℓ/床	12			設備内容などにより詳細を検討する
ホテル各室部	350～450ℓ/床	12			各室部のみ
保養所	500～800ℓ/人	10			
喫茶店 飲食店 社員食堂 給食センター	20～35ℓ/客 55～130ℓ/店舗㎡ 55～130ℓ/客 110～530ℓ/店舗㎡ 25～50ℓ/食 80～140ℓ/食堂㎡ 20～30ℓ/食	10 10 10 10 10 10 10		店舗面積には厨房面積を含む 同上 同上	厨房で使用される水量のみ便所洗浄水などは別途加算 （同上）定性的には、軽食・そば・和食・洋食・中華の順に多い 同上 同上
ﾃﾞﾊﾟｰﾄ・ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄ	15～30ℓ/㎡	10	延べ面積1㎡当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高校	70～100ℓ/人	9	（生徒＋職員）1人当たり		教師・授業員分を含む。ﾌﾟｰﾙ用水（40～100ℓ/人）は別途加算
大学講義棟	2～40ℓ/㎡	9	延べ面積1㎡当り		実績・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25～40ℓ/㎡ 0.2～0.3ℓ/㎡	14	延べ面積1㎡当り 入場者1人当り		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅 普通駅	10ℓ/1000 人 3ℓ/1000 人	16 16	乗降客 1000 人当り 乗降客 1000 人当り		列車給水・洗車用水は別途加算 従業員分・多少ﾃﾅﾝﾄ分を含む
寺院・教会	10ℓ/人	2	参会者1人当り		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25ℓ/人	6	閲覧者1人当り	0.4 人/㎡	常勤者分は別途加算

注　1）単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

2）備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

２・１０　図面の条件

図面は設計書とともに設計を構成する要素であり、技術的表現でもある。従って、製図に際しては、統一的な方法に従って誰でも容易に理解し得るよう表現するものとする。

また、給水装置工事の図面は、規定の用紙に一定の縮尺・記号・文字と線で表し、道路や給水する家屋、配水管及び給水管等の必要な要件を平面図に作図するものとする。

２・１１　給水装置図面作成の基準

給水装置の図面作成の基準は、次の各号によるものとする。

１）図面の大きさ

図面の大きさは、規定の用紙（Ａ４、Ａ３版）を原則とする。ただし、これによることができない場合は、Ａ２版を使用することができるものとする。

２）図面の種類

（１）位置図は、申請箇所が特定できるもの。（目標物等を記載）

（２）平面図は、道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。

（３）詳細図は、平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。

（４）立体図は、メーターまでの給水管の配管状況を立体的に図示したもの。

（５）公図写しは、土地の使用承諾（念書）が必要な場合に添付する。その他水道管理者が必要と認めた場合に添付する。

３）寸法、記号の表示（図面に使用する表示記号は水道管理者の定めたものを使用。）

（１）給水管の管種記号（表-2.10.1）

（２）弁栓類、その他の図示記号（表-2.10.1）

（３）給水栓類の符号（平面図）（表-2.10.1）

（４）受水槽、その他の記号及び符号

（５）工事別の表示方法

〔記入例〕　　（管種）　　（口径）　（延長）

ＳＧＰ－ＶＤ　　２５　－　１．５

（６）なお、給水管の管種、口径、延長の表示は左より管種、口径、延長の順に文字が上向きになるよう配管上に記入する。ただし、複雑で表示困難な場合は、引出線を用いて記入すること。

４）図面の文字

（１）文字は明確に書き、あて字や続け字をさけ、漢字は楷書とする。

（２）文書は左横書きとする。

５）図面の縮尺

（１）平面図は、縮尺１／１００～１／２００とする。

（２）詳細図は、縮尺１／２０～１／１００とする。

（３）位置図は、縮尺１／２，５００及び１／５，０００とする。

（4）尺度は、図面ごとに記入する。ただし、図面の関係で、タテ、ヨコの尺度をかえることができる。

6）寸法の単位

（1）給水管及び配水管の口径の単位はミリメートルとし、単位記号はつけない。

（2）給水管の延長の単位はメートルとし、単位記号はつけない。また、表示は小数第1位までとする

7）図面の方位

（1）平面図には必ず方位を記入し、北を上にするのを原則とする。

2・12　作　図

作図に当たっては、次の各号の内容を記入するものとする。

1）平面図には、次の内容を記入することとする。

（1）給水栓等、給水器具の取付け位置

（2）配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定）

（3）布設する管の管種、口径、延長及び位置

（4）道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公・私道の区分（公道には路線名））

（5）公私有地、隣接敷地の境界線

（6）分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径

（7）その他、工事施工上必要とする事項（障害物の表示等）

（8）分譲地等複数区画の場合、当該地及び隣接地の地番又は区画を記入する。

2）詳細図には、次の事項を記入することとする。

（1）平面図で表しがたい部分や読み取りにくい部分は、その部分を抜き出し、拡大して図示する。

（2）受水槽付近の配管状況

（3）その他、水道管理者が必要と認めるもの。

3）立体図には、次の事項を記入することとする。

（1）配水管分岐部分からメーターまでの配管状況（受水槽の場合1次側注入口まで）

（2）その他、水道管理者が必要と認めるもの。

4）公図写しには、次の事項を記入することとする。

（1）給水管布設位置を記載すること。

（2）土地使用地番に所有者名を記載すること。

2・13　その他の事項

1）受水槽方式の場合は、直結給水部分（受水槽給水口）と受水槽以下に分ける。

２）すべて図面は黒書きで記入することとし、当該申請地及び施工部分は赤で図示する。
３）その他、水道管理者が必要と認めるものを添付する。

３．給水装置工事の施工

配水管の分岐部から水道メーター２次側の第１継手までの配管等工事に関し、維持管理の容易性と工事の安全施工等を目的として、条例第１４条第１項及び第２項に基づく水道管理者の指定範囲に関する工法及び使用資材について定めるものとする。

３．１　給水管の口径

配水管の分岐部から第１仕切弁又は第１止水栓までの配管に使用できる給水管の口径は、次のとおりとする。

１）専用給水管の口径は、２５又は５０ミリメートルとする。

２）共有給水管の口径は、原則として５０ミリメートルとする。

３）その他水道管理者が認めたもの。

３・２　給水管の材料

配水管の分岐部からメーターまでの配管に使用できる給水管の材料は、次のものとする。

１）口径５０ミリメートル以下の給水管は、水道用二層ポリエチレン管（１種管）又は、水道用配水ポリエチレン管とする。

２）口径７５ミリメートル以上の給水管は、水道用配水ポリエチレン管又は水道用ダクタイル鋳鉄管とする。

３）水道管理者、又は道路管理者等からの特別な指示のある場合については、別の工法及び材料の選択ができる。

４）既設老朽管（配水管分岐部からメーターまでの既設使用材料が耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）、水道用二層ポリエチレン管、水道用配水ポリエチレン管及びその他耐震管以外の材質のもの）の使用は、漏水の原因となるため、改造工事（建て替え工事及び大規模改修）を行う場合は、分岐部（分水サドル等含む）からメーターまでの改造を行うものとする。

３・３　給水管の分岐及び配管

配水管の分岐部から第１仕切弁又は第１止水栓までの施工は、次の各号によるものとする。

１）水道用ダクタイル鋳鉄管等の場合

（１）口径２５又は５０ミリメートルの分岐は、配水管上端にサドル分水栓を取り付け、横側分岐口より配水管とほぼ直角に配管し、敷地内に第１止水栓又は第１仕切弁を設置する。

（２）口径７５ミリメートル以上の分岐は、配水管に不断水分岐Ｔ字管を取り付け、

配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管し、原則として敷地内に第１仕切弁を設置する。

２）水道用配水ポリエチレン管の場合

（１）口径２５又は５０ミリメートルの分岐は、配水用ポリエチレン管上端にサドル付分水栓を取り付け、横側分岐口より配水管とほぼ直角に配管して、原則として敷地内に第１止水栓又は第１仕切弁を設置する。

（２）口径７５ミリメートル以上の分岐は、配水用ポリエチレン管用不断水分岐Ｔ字管を取り付け、配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管して、原則として敷地内に第１仕切弁を設置する。

３）その他の管の場合

（１）口径２５又は５０ミリメートルの分岐は、配水管上端に専用のサドル分水栓を取付け、横側分岐口より配水管とほぼ直角に配管し、原則として敷地内に第１止水栓又は第１仕切弁を設置する。

（２）口径７５ミリメートル以上の分岐は、配水管に占用の不断水分岐Ｔ字管を取付け、配水管側面（うわ面）より配水管とほぼ直角に配管し、原則として敷地内に第１仕切弁を設置する。

３・４　給水管の継手

道路部分に埋設する給水管の継手は、次によるものとする。

１）水道用二層ポリエチレン管はポリエチレン管用金属継手とする。

２）水道用配水ポリエチレン管は電気式熱融着継手とする。

３）水道用ダクタイル鋳鉄管はＫ形継手(３DKN 以上の特殊押輪）又は NS 形・GX 形継手とする。

４）その他、水道管理者が特に必要と認めた場合は、他の継手を選択できる。

３・５　２次側給水管の口径指定

宅地内メーター２次側の配管に使用できる給水管の口径は、次のものとする

１）口径１３・１６・２０・２５・３０・４０・５０・７５・１００ミリメートルとする。

２）その他水道管理者が認めたもの。

３・６　給水装置の用具

給水装置に使用する用具は、「構造材質基準」に適合した基準認証品であり、次の各号のものとする。

１）メーター用止水栓は、伸縮型ボール式止水栓とする。

２）サドル付分水栓は、日本水道協会規格Ａ型又はポリエチレン用サドル付分水栓とす

る。

3）第１止水栓は、ボール式乙形ハンドル式（右閉じ）おねじ型とする。

4）第１仕切弁は、右回り開きとする。

5）不断水式分岐Ｔ字管は、フランジ式とする。

３・７　道路設置用ボックスの規格

第１止水栓及び第１仕切弁等の弁キョウの工作物は、道路管理者の基準に適合する次の構造のものとする。

1）第１止水栓ボックス規格

（1）敷地部分は、Ｔ－８（ＦＣＤ製蓋・伸縮式・φ１００）とする。

（2）道路部分は、Ｔ－１４又はＴ－２５（ＦＣＤ製・勾配受け・蝶番連結・分離構造型・底板付き）とする。

2）第１仕切弁ボックス規格

Ｔ－１４又はＴ－２５（ＦＣＤ製・ネジ式・φ２００・勾配受け・蝶番連結下枡ボックス構造型）とする。

３・８　メーターボックスの規格

メーター用ボックスは、原則としてメーターセット型式のものとし、使用ボックスは、次の規格のものとする。

1）小・中径ボックス（セット形）

（1）口径１３及び２０ミリメートル用は、耐寒用フタ付、１号形・ＦＲＰ製とする。

（2）口径２５ミリメートル用は、耐寒用フタ付、２号形・ＦＲＰ製とする。

（3）口径３０及び４０ミリメートル用は、３号形・ＦＲＰ製とする。

（4）口径５０ミリメートル用は、５号形・ＦＲＰ製とする。

2）大径ボックス（標準形）

（1）口径７５ミリメートル用は、ＦＲＰ製又はＦＣＤ製・小蓋付とする。

（2）口径１００ミリメートル用は、ＦＲＰ製又はＦＣＤ製・小蓋付とする。

3）現場状況により、水道管理者が認めた場合、上記規格以外のボックスを設置することができる。

３・９　第１仕切弁及び第１止水栓の設置

配水管から分岐した給水装置の初めに設置される第１仕切弁及び第１止水栓は、原則として敷地内の最も道路境界線の近くに設置するものとし、３・７－１）（1）のボックスに収納し、設置ボックスの安全管理に配慮されたものとする。

また、給水管の道路埋設部分が１０ｍを超える場合は、原則として配水管からの分岐付近に１基（道路上の場合は道路管理者と協議）と敷地内に１基、それぞれ仕切弁又は止水

栓を設置するものとする。

３・１０　第１仕切弁及び第１止水栓の深度

配水管から分岐した給水装置の初めに設置される第１仕切弁及び第１止水栓は、原則として次による深度とする。

１）敷地内に設置の第１止水栓は、原則として０．３メートル以上の深度とする。

２）敷地内に設置の第１仕切弁は、埋設給水管の深度を超えない深度とする。

３）道路に設置の第１仕切弁及び第一止水栓は、０．６メートル以上の深度とする。

３・１１　給水管の布設位置及び布設深度

道路に埋設の給水管は、道路管理者の定めの規定を遵守し、布設等に当たっては、他の占用物等に支障をきたさないよう配慮したものとし、次の各号に留意すること。

１）給水管の布設位置

（１）公道内の布設に当たっては、当該布設管の占用位置を誤らないようにする。

（２）既設埋設物に近接するときは、維持管理に支障の起きないよう配慮する。

（３）新設管と既設管と交差するときは、原則として既設管の下側に布設する。

（４）共有管を協同して布設する場合は、原則として道路、又はこれに準じる場所に布設する。

（５）給水管は、当該建築物等に最も近い道路から布設する。

２）給水管の布設深度

（１）道路又は通路等に布設の給水管の深度は、道路管理者が定める深度とする。

（２）道路又は通路以外の敷地部分に布設の給水管の深度は、０．３メートル以下としない。

（３）給水管の布設が、障害物等のため道路管理者が定める深度に達しない場合は、道路管理者と協議の上必要な指示をうける。

３・１２　道路設置の弁キョウの構造及び規格

道路に設置する弁キョウの構造及び規格は、次の事柄に留意し、関係法令を遵守する。

１）地下に設ける占用物の構造及び規格は、道路管理者の規定した基準とする。

２）道路に設置する工作物の構造及び規格等は、工作物設置申請図に基づき、道路管理者の許可を得る。

３・１３　給水管の明示

給水管の明示は、次の各号によるものとする。

１）道路内に布設する給水管には、明示テープ及び明示シートにより給水管を明示することとし、色は建設省道路局通達（昭和４６年建設省道政第５９号・同第６９号）「地下に埋設する水管の表示に用いるビニルテープ等の地色について」に基づき施工

すること。

2）敷地部に布設する給水管の位置について維持管理上明示する必要がある場合は、規定の明示杭等により、埋設位置を表示すること。

3）道路部に布設する給水管は、管路の探知を容易にするため、埋設探知用ロケーティングワイヤーを施すこと。

３・１４　給水管の分岐に当たっての留意事項

配水管からの分岐に当たっては、次のことに留意し、常に安全施工を心掛けるものとする。

1）配水管からの分岐位置は、他の給水装置の分岐位置から３０センチメートル以上離すこと。

2）分岐は、配水管の直管部のみとし、継手管端面から３０センチメートル離すこと。

3）異形管又は継手部から分岐してはならない。

4）分岐管の口径は、当該給水装置の使用水量に比し著しく過大でないものとし、水質の悪化を防止するため、原則として配水管の口径より小さい口径のものとすること。

5）穿孔に当たっては、その使用に応じたドリル、カッター等を使用し、内側塗膜面等に悪影響を与えないようにすること。

6）鋳鉄管からの分岐箇所には、密着コアを施すこと。

7）配水用ポリエチレン管からの分岐は、原則として熱融着式分岐工法とすること。

8）分岐方向は配水管と直角とし、分岐栓開閉コック部の反対方向側に配管すること。

9）既設給水管からの分岐は、原則、同一敷地内で既設給水管からの分岐を行う場合とする。ただし、次のすべての事項を満たし、水道管理者が認めた場合は、既設給水管からの分岐ができる。

（1）敷地の前面に配水管が埋設されていないこと。

（2）最も近い配水管から引込む場合、新規給水管布設延長が２０ｍを超え、複数の敷地に布設せざるをえないこと。

（3）既設給水管から分岐し引込む場合の方が、最も近い配水管から引込む場合より新規給水管布設延長が短いこと。

３・１５　水道メーターの設置

水道メーターは、利用者の使用水量を正確に計量する重要なものであり、メーターの設置に当たっては、設置環境等の条件を考慮し、検針及びメーターの管理等に支障のないよう十分配慮するものとする。

1）新規設置メーターの基準

（1）一つの建造物ごとに１個のメーターを設置する。ただし、同一敷地内で同じ目的に使用される給水装置については、建造物の棟数に関係なく１個のメーターを

設置するものとする。（学校、病院、工場、寮、娯楽場、倉庫、車庫、駐車場、集合住宅の散水栓等）

（２）一つの建造物であっても、構造及び機能上独立して使用される箇所、又は戸（店舗、事務所、住宅、共同住宅等）に給水装置を設ける場合は、それぞれに１個のメーターを設置できるものとする。

（３）設置メーターは、他のメーターの数値と差引きとなる子メーター方式の設置はできない。

（４）百貨店、デパート等のテナントで、機能上独立しているが、共同で管理するメーターについて、水道管理者が必要と認めた場合は、それぞれ１個のメーターを設置することができる。

（５）建築物及び敷地内、並びに学校施設、工場、市場等の専用給水施設に設置される私設消火栓は、配管口径と同径以上のメーターを設置しなければならない。ただし、公共の用に供せる場合かつ、水道管理者が認める場合はこの限りでない。

２）メーターの設置場所等

（１）メーターは、原則として官民（道路）境界から２ｍ以内の敷地内に設置するものとし、その設置場所は、蓋の開閉等が容易で、点検しやすい所とする。

ただし、敷地内であっても、現況道路の形態をなす場所への設置は行わない。

また、現場状況により官民境界から２ｍ以内にメーター設置が困難な場合は、官民境界から２ｍ以内に第一止水栓を設置し、蓋の開閉等が容易で、点検しやすい所にメーターを設置する。

（２）メーターの設置位置は、維持管理及び検針等に便利な場所とする。

（３）メーターは、給水栓より低位に水平に取り付け、逆付けしない。

（４）メーターは、伸縮型ボール式止水栓を取り付け、メーターボックスの所定の位置になるように設置し、メーター前後に直管部を確保する。

（５）メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所。

（６）第２止水栓以降に設置するメーターも、前記各号に基づくものとする。

３）メーターの接続

（１）設置メーターの流出側に、逆止弁を設置すること。

（２）口径１３ミリメートル以上５０ミリメートルまでの設置メーターの流出側に、フレキシブル継手を用いること。（メーター２次側が二層ポリエチレン管の場合は除く。）

（３）口径７５ミリメートル以上の設置メーター流入側手前に仕切弁等を設置し、流出側に逆止弁を設置すること。

（４）口径７５ミリメートル以上のメーターの接続には、流出側フランジの接合ボルトのネジ部分がメーター側に位置し、ナット部分がボックス側に位置するよう施工すること。

（５）その他、集合住宅等特別なメーター設置方法を行う場合は、水道管理者と協議すること。

（６）前記各号のメーター接続の配管は、第１止水栓からメーター２次側間までは、できるだけ直線部を多くした配管に心掛けること。

４）メーターの設置に適さない箇所

（１）公道及び公道に準ずる私道等の道路内（車輌の通行できる私道）

（２）倉庫及び荷物置場等、他の物品の下になりやすい箇所

（３）低地でメーターボックス内に水のたまるおそれのある箇所

（４）立ち上がり管又は給水栓より１メートル以内の箇所

（５）浄化槽及び下水枡等に近接した箇所

（６）増改築又は隣地の建築等の支障になる箇所

（７）駐車場又は車庫等で、車の下側及びシャッターの内側となる箇所

３・１６　給水装置工事の留意事項

給水装置の工事に際しては、次の事項に留意した施工に努めるものとする。

１）使用する給水装置の材料は、構造材質基準に係る事項（水の汚染防止、破壊防止、侵食防止、逆流防止、凍結防止）等について、十分な配慮の上施工に当たること。

２）使用する給水装置の材料は、構造材質基準の認証品を使用しなければならない。

３）耐衝撃性塩化ビニル管は、メーター２次側以降の埋設用に使用できるが、露出や隠ぺいする屋内の配管で使用してはならない。

４）配水管の圧力が０.７３５メガパスカル（７．５kgf/㎠）以上の配水圧力には、メーター１次側に減圧弁を設置するものとして、装置は専用のボックスに収納し、常時の点検管理が可能なものとする。（なお、減圧弁の維持管理は、使用者が行うものとする。）

５）給水管が道路及び水路等を占用する場合は、道路管理者又は河川管理者の許可を得ること。

６）壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持全具等を固定するものとし、腐食等の予防に留意すること。

７）他の埋設物（埋設管・構造物）より、３０センチメートル以上の間隔を確保すること。

８）メーター２次側の配管口径は、使用メーター口径よりひとつ上の口径の配管とすることができる。また、主配管から枝管の配管は、主配管より大きな口径とならないようにすること。

９）家屋の北西面に位置する外部露出管等は、適当な防寒処置を講ずること。

１０）家屋の主配管は、家屋の基礎の外周りに布設することを原則とする。ただし、スペース等でやむを得ず構造物の下を通過させる場合は、さや管ヘッダ方式等を採用する

こと。

１１）給水装置の配管工事に当たっては、耐震化工法等に十分配慮した施工のものとすること。

３・１７　クロスコネクションの予防

飲料温泉、井戸水等、水道以外の水との誤接続を防止し、特に、水道の配管に当たっては、他の水の配管と水道の配管とが近接した配管とならないよう十分留意すること。

３・１８　土工事

１）工事は、関係法令を遵守し、その工事箇所の施工手続を当該道路管理者及び所轄警察署長等と行い、その使用許可等の条件によって適正に施工し、かつ事故防止に努めること。

２）掘削に当たっては、事前の調査を行い、現場の状況を把握し、次の事項を考慮すること。

（１）掘削深さが１．５メートルを超える場合は、土留工を施すこと。また、１．５メートル以内であっても、土質に見合った勾配を保って、施工の安全性を確保するため、適切な施工をするものとする。

（２）掘削に当たっては、下水道、ガス、電気、電話、温泉等地下埋設物について、埋設物管理者と協議し、立ち合いを求めること。

（３）道路掘削をする場合は、即日復旧とし、仮舗装まで行うこと。

（４）道路内における埋戻しは、道路管理者の承諾をうけ、指定の材料を用いて、一層の仕上がり厚２０センチごとに十分締固めなければならない。又埋戻しによって、構造物に破損等を生じないようにしなければならない。

３・１９　道路復旧工事

１）本復旧工事は、次によらなければならない。

（１）本復旧について、舗装は道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとして、施工しなければならない。

（２）復旧完了後、区画線及び道路標示についても原形復旧すること。

（３）本復旧工事完了後、道路管理者が定める管理基準に基づく瑕疵については、道路管理者の指示に従うこと。

２）仮復旧工事は、次によらなければならない。

（１）仮復旧工事は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。

（２）仮復旧の表層材は、加熱アスファルト合材により、舗装構成は道路管理者の指示によるものとする。

（３）仮復旧の路面には、白線等道路標識のほか、必要により道路管理者の指示による表示をペイントにより表示すること。

３・２０　現場管理

給水装置工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分留意して現場管理に努めること。

１）工事の施工は、次の技術指針・基準等を参照すること。

（１）土木工事安全施工技術指針

（２）建設工事に伴う騒音振動対策技術指針

（３）建設工事公衆災害防止対策要綱

（４）道路工事現場における表示施設等の設置基準

（５）道路工事保安施設設置基準

２）道路工事に当たっては、道路占用及び道路使用等について、道路管理者及び所轄警察署長と事前に打合せをすること。

３）工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他に基づき、工事施工者が責任をもって適正、かつ速やかに処理すること。

４）工事中、万一不測の事故が生じた場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、上下水道部に連絡すること。また、工事に際してはあらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。

５）他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。

６）掘削に当たっては、工事場所の交通安全を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。

７）工事施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧工事箇所を巡回し、路盤沈下、他の不良箇所が生じた場合、ただちに修復しなければならない。

４．給水装置工事の手続

４・１　給水装置工事申込みの手続

給水装置工事申込書、その他必要な書類を添えて水道課に提出し、その申込みは、設計審査手数料の納入をもって発生するものとする。

１）工事申込み

工事申込みに関する利害関係人等に係る必要な書類は、次のものとする。

（１）給水装置工事申込書及び申込者の委任状（第７号様式）

（２）給水装置工事設計審査申請書

（３）その他必要書類

ア家屋等使用承諾書（第７号様式又は別紙）

使用者（借家人）が工事申込みを行う場合は、家屋所有者の同意書

イ土地使用承諾書（第７号様式又は別紙）

他人の所有地に給水管の埋設等を施すときは、土地所有者の承諾書

ウ水管使用承諾書（第７号様式又は別紙）

他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、給水装置所有者及びそれに係る利害関係人の承諾書

エその他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は誓約書等

オ親メータ設置に伴う念書

共同住宅等に受水槽１次側の親メーターと受水槽２次側の各戸メーターを設置する場合又は、その他親メーターと各戸メーターを設置する場合は、給水申込者の代表により念書提出

カその他、水道管理者が必要と認めた書類

２）申込書等の留意事項

（１）必要事項をすべて記入すること。

（２）分譲地等における給水装置工事申込書の水管所有欄には、本管分岐管（共有給水管）所有者を記入すること。

（３）設計内訳書には、管種及び口径並びに水栓類の規格等使用材料を記入すること。（メーター２次側の継手類は不要。）

（４）平面図には、メーターまでの延長を記入するものとし、水栓類の名称及び設置箇所並びに配管状況を明示すること。（水栓類使用箇所以外の間取説明不要、玄関は記入）

（５）占用等各関係機関の手続きは、申請書受領印押印の写しの提示で可とし、竣工時に許可書の写しを提出すること。

３）給水装置工事申込書の名義等

給水装置工事は、家屋所有者名での申込みを原則とする。ただし、申込者が所有者でない場合は、次の方法による。

（１）借家人等が工事申込みを行う場合は、土地、家屋所有者の同意を得ること。（工事申込書に土地、家屋所有者の記名、押印を求める。）

（２）家屋所有者名義の給水装置に使用者が改造工事等を行う場合は、同一家屋内の給水装置に２個の名義が生じるのを防ぐため、家屋所有者からの申込みとすること。

（３）河川敷、道路敷等の国又は地方公共団体の所有地等を利用する場合は、許可証、その他特別の理由があるものについては、土地所有者その他利害関係人の承諾書を添付すること。

４）受水タンク以下メーター設置の申込み

受水タンク以下給水装置のメーターの設置は、次の扱いとする。

（１）受水タンク以下メーターの設置の申込みは、第１３号様式で扱う。

（２）受水タンク以下給水装置が特に善良に管理されている状態又はされる見込みのとき。

４・２　工事設計審査手数料の取扱い

給水装置工事に係る設計審査手数料の取扱いは、次によるものとする。

１）給水装置工事申込書（第７号様式）を水道課に提出し、設計審査手数料を納付する。

２）審査後、給水装置工事申込書に基づく当該工事納入済通知書を申請工事事業者に送付する。

４・３　給水装置工事の実施

給水装置工事は、次の取扱いにより実施できるものとする。

１）当該申請工事納入済通知書金額の納付が確認できたとき。

２）その他水道管理者に許可されたとき。

４・４　工事用納金の還付等

給水装置工事申込書の収受後、設計審査手数料の還付はしない。

４・５　給水装置工事等の取扱い

給水装置工事及び工事しゅん工等の取扱いは、次のとおりとする。

１）道路掘削が伴う分岐工事等は、各関係機関許可書（写）に施工日を記入し、水道課へ提出すること。雨天順延等により、施工日に変更が生じる場合は電話連絡すること。

２）中間検査は、給水装置工事申込書予定工期内で検査担当員が実施する。

３）前記各号に当たっては、主任技術者が連絡、調整及び立ち合うものとする。

４・６　工事及び検査等の変更

管理者は、災害又は緊急事故等の場合にあっては、当該予定工事及び検査等について変更できるものとする。なお、変更が生じた場合給水装置工事申込者は、あらためて必要な予定を水道管理者と協議するものとする。

４・７　工事用水メーターの使用

工事用水メーターの使用は、次の届出によるものとする。

１）使用異動届の提出をすること。

２）工事用水のメーターは、他の装置や建築物等に接続してはならない。

４・８　給水装置分岐工事の手続

給水装置の分岐工事に関する手続きは、次の各号によるものとする。

１）給水管の埋設等の情報に関する確認をすること。

２）分岐工法の確認をすること。

３）施工方法の確認をすること。

４）掘削に関する打合せをすること。

５）道路管理者及び所轄警察署長との協議をすること。

６）関係する埋設物管理者と協議すること。

４．９　掘削を伴う給水装置工事

道路等の掘削が伴う給水装置分岐工事は、次の各号によるものとする。

１）道路掘削が伴う給水装置工事

（１）道路占用及び所轄警察署長の許可を受けること。

（２）工事着手以前に現況舗装等の状況写真を撮影すること。

（３）関係機関許可書（写）に施工日を記入し、水道課へ提出すること。

（４）工事中の現場管理及び路面復旧等は、道路管理者の基準により行うこと。

（５）利害関係人等の同意を得ること。

（６）道路使用、占用許可証を携帯すること。

２）道路掘削が伴わない給水装置工事

利害関係人等の同意を得ること。

５．給水装置工事の検査

５・１　給水装置工事の検査

給水装置工事検査は、給水装置工事しゅん工検査申請書に基づき、水道管理者が実施するもので、現地検査には、主任技術者が立ち会わなければならない。

１）給水装置工事しゅん工検査申請書

（１）工事箇所が確認できるよう、道路及び付近の家屋等、目標となるものを記入すること。

（２）方位が記入されていること。

（３）建物の位置、構造等かわかりやすく記入されていること。

（４）道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。

（５）隣接家屋及び隣地境界が記入されていること。

（６）メーターまでのオフセットが正しく記入されていること。

（７）平面図と立体図が整合していること。

（８）配水管又は分岐主管の口径が記入されていること。

（９）メーターまでの配管延長及び管種、口径が記入されていること。

（１０）当該申請箇所に関する全体施設（水栓類使用箇所以外の間取り説明不要、玄関は記入）が示されていること。

（１１）各関係機関の許可書の写しを提出すること。

（１２）水圧は水道工事店が記入すること。

（１３）工事記録（写真、水圧試験結果、水質試験結果）を提出すること。写真撮影箇所については下表とする。

表－5.1.1　写真撮影箇所

工　種	撮影箇所及び内容
新規給水管取出し	分水サドル設置状況、コア挿入状況
道路埋戻し・復旧	ダスト埋戻し状況、埋設シート設置状況、道路本復旧状況
新規管路水圧検査	水圧検査開始時及び終了時 （メーター１次側、メーター２次側）
水質検査	水質検査（メーター１次側、メーター２次側）
メーター設置	メーター設置状況
既設管撤去	プラグ止め状況
上記以外の改造	主要な改造箇所

２）現地検査

（１）オフセット部の測定

（２）水道メーターの取付け状況及びメーター等の点検

（３）止水栓等設置状況の点検

（４）ボックス設置状況の点検

（５）管延長、給水用具等の位置の点検

（６）配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等がクロスコネクションされていないことの確認

（７）水の汚染、破壊、浸食、凍結等の防止のための適切な処置がなされていることの確認

（８）逆流防止のための給水用具の設置がなされていることの点検

（９）受水槽等の吐水口空間の測定

（１０）水道メーターの正回転等の確認

（１１）給水器具の基準適合品の使用の確認

（１２）一定の水圧による耐圧試験の確認

（１３）水質試験（残留塩素測定等）の確認

（１４）道路等工事現場の復旧等の確認

（１５）その他、水道管理者が必要とする事項

５・２　しゅん工検査

給水装置工事完了後、水道管理者による工事しゅん工検査の実施に当たり、工事しゅん工検査は、次のとおりとする。

１）給水装置工事しゅん工検査申請書（５・１　１））を整え、水道課へ提出する。

２）検査は、検査担当員がしゅん工検査申請書に基づき実施する。

３）検査に主任技術者の立会い又は、説明を求めることができる。

５・３　水圧試験及び通水試験

申請工事の完了に伴う水圧の試験及び通水の試験は、メーター手前のバルブ開閉により行い、試験は次のとおり実施するものとする。

１）水圧試験

（１）一定の水圧による耐圧試験（１．７５メガパスカルの水圧を１分間）を実施し、各給水器具等の漏水の有無等を確認する。

（２）水圧試験の結果、漏水等不具合があった場合は、適切な対策を講じる。

２）通水試験

（１）水圧試験の結果が良好な場合、給水施設の状況を確認後、通水試験を行う。

（２）通水試験後は、配管内及び取付器具等を含め十分に洗浄すること。

５・４　通水

通水は、前号の試験が完了後、水道管理者によるしゅん工検査完了時にメーター用止水バルブを開き、その当該施設内に通水できるものとする。

５・５　検査不適格の処置

しゅん工検査の結果、検査不適格と認められた場合の処置は、次により行うものとする。

１）検査の結果が不完全と認められ、補修又はやり直し等を指示された場合は、水道管理者が指定する期間内に改修し、改めて再検査、又は結果を報告しなければならない。

２）給水装置補修期間中は、給水装置を使用してはならない。

６．表示記号及び標準配管施工図

６・１　表示記号の種類

表－6.1.1　表示記号の種類

給水管の管理記号（メーター一次側）

管種	記号	管種	記号	管種	記号
ダクタイル鋳鉄管　K 形	DI－K	ダクタイル鋳鉄管　NS 形	NS	ダクタイル鋳鉄管　GX 形	GX
配水用ポリエチレン管	PE	二層ポリエチレン管	PP		

給水管の管理記号（メーター二次側）

管種	記号	管種	記号	管種	記号
内面塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管	SG－VB	内外面塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸ鋼管	SG－VD	ﾅｲﾛﾝｺｰﾄ鋼管	NCP
耐衝撃性硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管	HIP	ﾎﾟﾘﾌﾞﾃﾞﾝ管	PBP	ｽﾃﾝﾚｽ鋼管	SSP

・メーター一次側の管種記号を含む

・その他の管種については、管理者の指示の記号とする。

取出し本管の管理記号

管種	記号	管種	記号	管種	記号
鋳鉄管	CI	石綿セメント管	ACP		

・給水管の管種記号を含む

・その他の管種については、管理者の指示の記号とする。

弁栓類その他の図式記号

名称	図示記号	名　称	図示記号	名称	図示記号
仕切弁	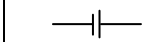	私設消火栓	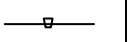	管の交差	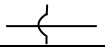
止水栓	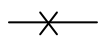	防護管（さや管）	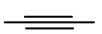	メータ	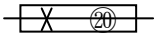
逆止弁	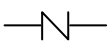	口径変更	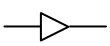		

給水栓類の符号（平面図）

種別	符　号	種別	符　号
一般用具	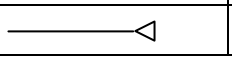	その他	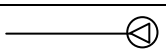

汪　ここで、その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

工事別の表示方法

名称	新設	既設	撤去	廃止
線別	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記入例	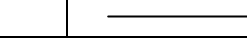			

配水管分岐からメーターまでの標準配管施工図

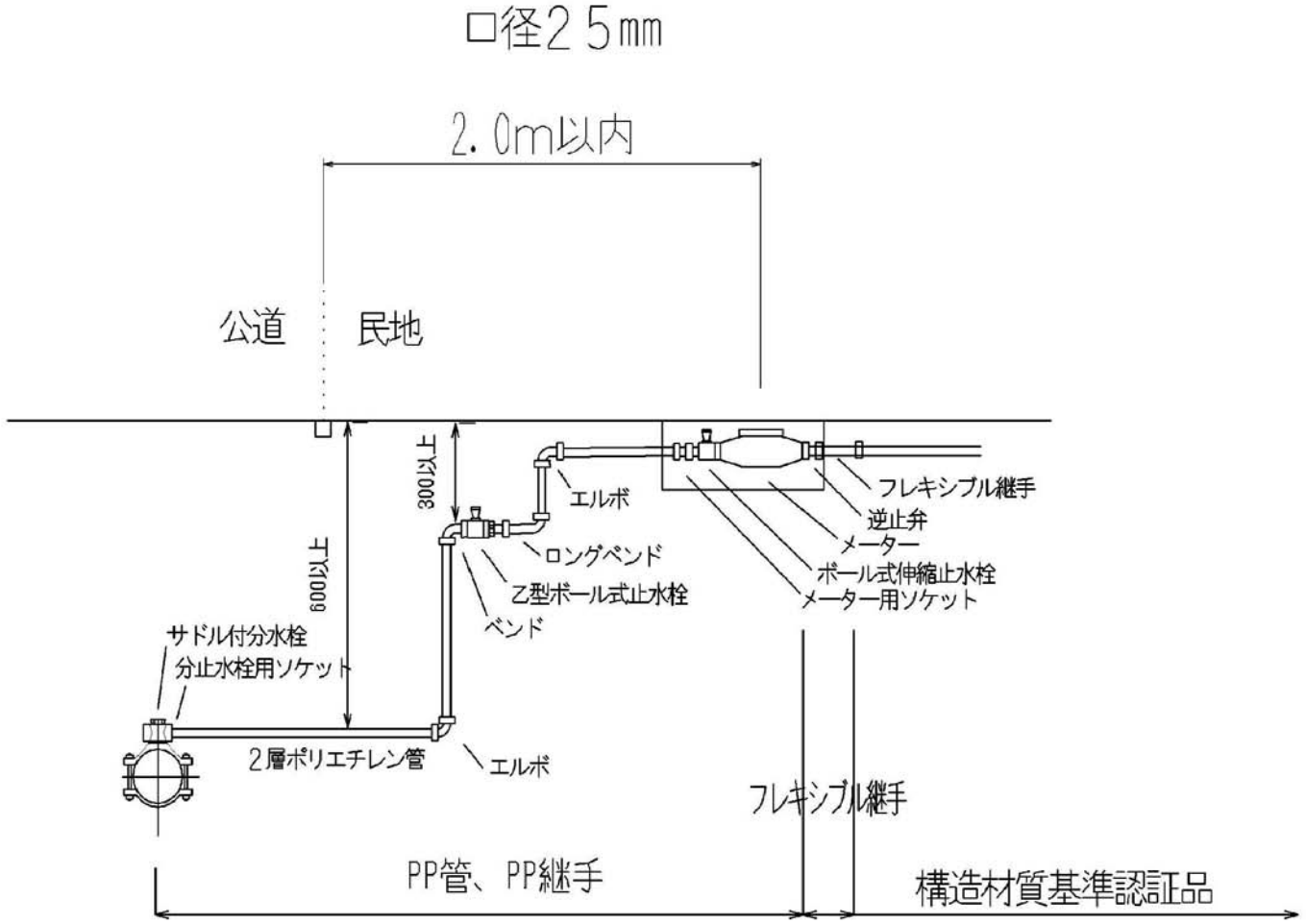

配水管分岐からメーターまでの標準配管施工図

口径５０㎜以上

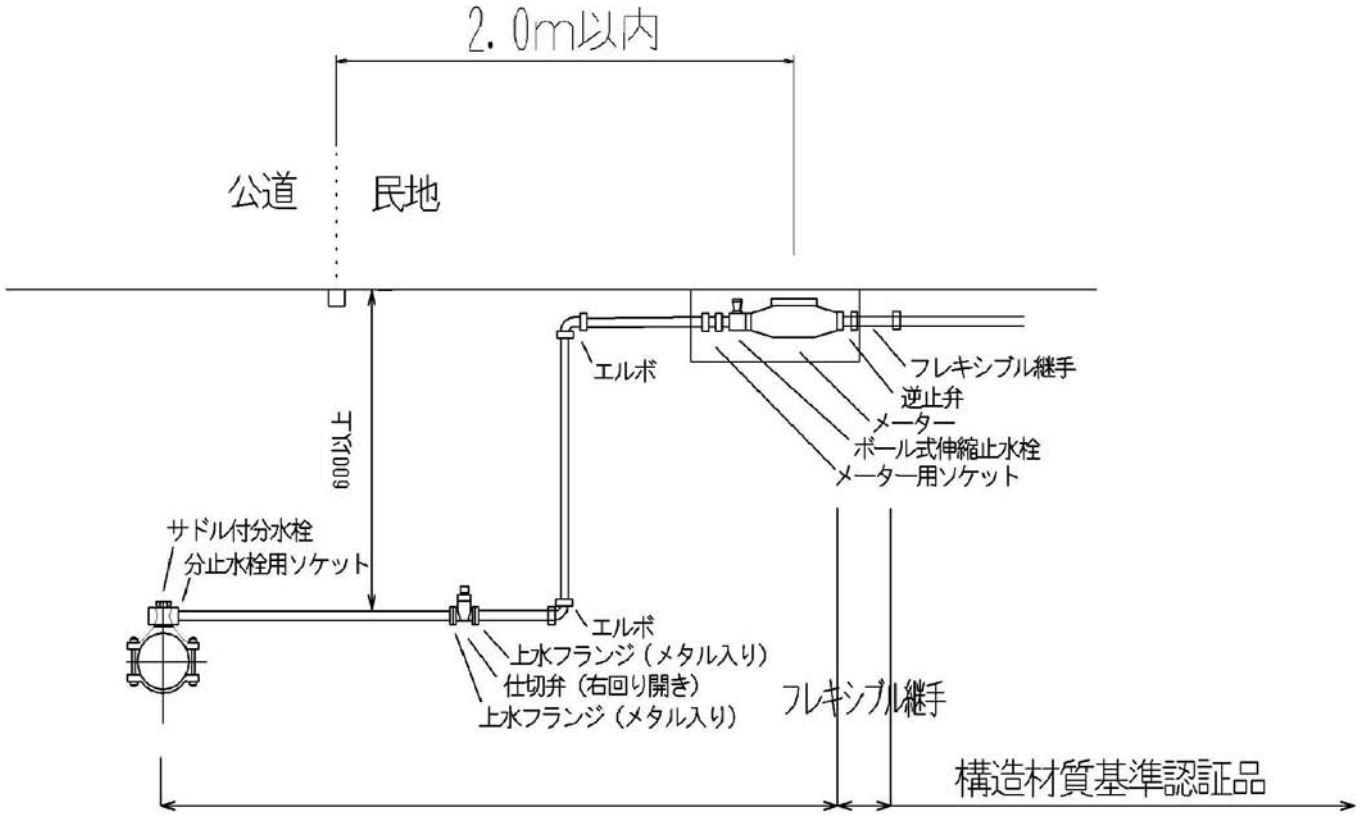

ＰＰ管、ＰＰ継手（５０㎜以下）
ＮＳ管、ＮＳ管継手（７５㎜以上）
ＤＩ－Ｋ管、ＫＴＸ継手（７５㎜以上）
ＰＥ管、融着継手（５０㎜以上）
ＧＸ管、ＧＸ管継手（７５㎜以上）

7. 受水槽以下メーターの設置（共同住宅等）

７・１　受水槽以下メーターの設置に関する留意事項

受水槽以下メーター（以下「メーター」という。）の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

１）設計に先立ち水道管理者と協議し「受水槽以下メーターの設置申込書」を提出すること。

２）前号の承認の後、定められた仕様に基づき施工すること。

３）各戸メーター及び受水槽前のメーター（以下「親メーター」という。）は、水道管理者が貸与する。

４）各戸のメーターは、使用者が不在でも検針が容易にできる場所、かつ日常点検及びメーターの取替えが可能な場所へ設置すること。

５）各世帯（各箇所）毎に専用給水栓が設置されていること。

６）受水槽以下の水栓は、すべて水道管理者のメーターで計算できる設備とすること。

７）水道管理者は、親メーターの計量値が子メーターの計量値の合計を超えた場合、使用者に対して給水装置の改善の指導を行う。

８）上記の結果改善が見られない場合、水道管理者は、その差異について所定の計算による額を請求できるものとする。

７・２　受水槽以下メーターの設置基準

受水槽以下メーター（以下「メーター」という。）の設置については、次によるものとする。

１）メーターの１次側には、伸縮型ボール式止水栓を、２次側には逆止弁付ボール式伸縮止水栓をそれぞれ取り付けること。

２）メーターの凍結防止対策を講じること。

３）格納ボックス内におけるメーター据付けの高さは、原則としてボックス入り口下面から１５０ミリメートル以内、奥側に２５０ミリメートルを超えない位置とすること。

４）格納ボックスの扉には、施錠装置を設けてはならない。

５）パイプシャフト内に設置するメーターは、維持管理に必要なスペースを確保すること。

７・３　既存施設からの受水槽以下メーターの切替え

既存施設にある私設メーターを、水道管理者の管理するメーターへ切り替えることについては、次の各号によるものとする。

１）設置する基準は、「７．２　受水槽以下メーターの設置基準」によるものとする。

２）前号による設置基準が適当でない場合は、水道管理者との協議によりメーター１次側止水栓の設置のみとすることができる。

８．受水槽式既設ビル等の直結給水の切替え

８・１　受水槽式既設ビル等の直結給水の切替え

受水槽方式既設ビル等の直結給水方式の切替えは、次によるものとする。

１）指定工事業者による当該箇所の配水圧力等の調査を実施し、年間を通じて水圧変動の影響を受けず、かつ、水道管理者が適当と認めたものは、直結給水方式とすることができる。

２）直結給水方式への切替えは、給水装置施工基準２・１－１）の基準によるものとする。

３）原則として、給水管の材質が亜鉛メッキ鋼管等の規格のものについては、認証された材質のものに変更しなければならない。

４）直結給水方式の一般集合住宅には、親メーターは設置しない。ただし、業務用集合ビル等において改良が困難な場合等は、水道管理者と協議の上決定する。

８・２　既設ビル等の直結方式メーターの設置

既設ビル等の直結方式メーターの設置は、次の各号によるものとする。

１）新設工事

（１）３階建て以上の集合住宅において、建築物内に設置するメーターは、原則として格納ボックス又はパイプシャフト内に設置すること。

（２）メーターボックスの配管貫通部は、プライマー塗布のうえ、シリコン系シーリング材で充填する。

２）改造工事

（１）水道管理者のメーターの設置は、既存メーターの取付範囲内とし、受水タンク以下のメーター設置に関しては施工基準７・２の各号によるものとする。ただし、水道管理者が、認めた場合は、この限りでない。

８・３　直結増圧式の配管

直結増圧方式による配管は、次の各号によるものとする。

１）新設による各階へ給水する配管は、立ち上がり配管方式を原則とすること。

２）立ち上がり配管の口径は、最大５０ミリメートルとすること。

３）立ち上がり配管は、各基部に止水井を設けること。

４）立ち上がり配管の末端には、止水弁と空気弁を取り付けること。

９．受水槽以下の施工等

９・１　受水槽以下の配管等

受水槽以下の給水管等の配管は、次の各号によるものとする。

１）給水設備に使用する構造及び材質の基準に基づく材料等で、管類、継手類、弁栓類、給水器具及びユニット化装置等は、水質に悪影響を与えないものとすること。

２）受水槽以下の給水管は、原則として道路部分に埋設しないものとする。ただし、やむを得ず埋設する場合は「受水槽以下給水管」の表示をすること。

３）給水管は、飲料温泉、井水、工業用水、雑用水、その他の設備と接続配管しないこと。

９・２　受水槽以下の給水設備の維持管理

１）受水槽以下の給水設備（法第３条７項、及び同法施工令第２条に規定する簡易水道及び小規模貯水槽等）の維持管理に関しては、管理権限者、所有者又は使用者の自らの責任において行うものとする。

２）受水槽以下の給水設備を設置したときは、管理権限者は当該設備の管理責任者（当該建築物がビル管理法の適用を受けるものについては、建築物環境衛生管理技術者等の資格を有する者）を選任しなければならない。また、当該設備を設置した工事店等を届け出るものとする。なお、小規模貯水槽設置の個人住宅及び集合住宅等の管理についても、特定の管理者の届出をするものとする。

３）貯水槽水道設備を設置したときは、水道管理者の指定する設置台帳に必要事項を記入して提出するものとする。

９・３　受水槽方式等の配管及びその他事項

１）集合住宅等で、メーターの閉栓時における「閉栓キャップ」等の処置ができるスペースを確保すること。

２）集合住宅、又はマンション等、建築物に設置するメーターの検針及び点検等の容易性が確保できるものとすること。

３）この基準に定めのない事項で、特に水道管理者が必要と認めた場合、別途に指示できるものとする。

１０、親メーターの設置について

１０・１　親メーターの設置

親メーターは、受水槽式の給水方法の場合以外に次の各号にすべて該当し、水道管理者が維持管理上必要と認めた場合に設置するものとする。

１）受水槽式の給水方法から直結式の給水方法に変更する場合又は市水化となる場合（統合により市水化となる場合は、伊東市水道事業の民営水道統合に関する要綱に基づく取扱いとする。）

２）配水管の１つの分岐から２戸以上の給水を行う場合

３）配水管からの分岐から各戸メーターまでの既設給水管の材料が本基準【３・２給水管の材料１）から３)】を満たさない場合

１０・２　メーターの差水

１）水道管理者は、親メーターの計量値が子メーターの計量値の合計を超えた場合、使用者に対して給水装置の改善の指導を行う。

２）上記の結果改善が見られない場合、水道管理者は、その差異について所定の計算による額を請求できるものとする。

１０・３　親メーター設置費用

１）親メーターの設置に伴う給水装置の改造費用及び取付費用は、使用者の負担とする。

２）親メーターは水道管理者が貸与するものとする。

使用材料規格表（メーターまで）

種別	品　目	規　格		備　考
		名称	規格番号	
管　類	鋳　鉄　管	水道用ＧＸ形・第１,Ｓ種ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管	JPDA T 56	内面ｴﾎﾟｷｼ樹脂
		水道用ＮＳ形・第１種ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管	JWWA・G・113,114	
		水道用Ｋ形・第１種ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄管	JIS・G・5526,5527	
	合成樹脂管	水道用配水ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	JWWA・K・114	
		水道用二層ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管　第一種	JIS・K・6762	
曲管類	異　形　管	水道用ＧＸ形・ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管	JPDA T 56	内面ｴﾎﾟｷｼ樹脂
		水道用ＮＳ形・ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管	JWWA・G・113,114	
		水道用Ｋ形・ﾀﾞｸﾀｲﾙ鋳鉄異形管	JIS・G・5526,5527	
継手類	鋳　鉄　管	特殊押輪同軸型（KTX）	基準認証品	川崎機工
	合　成　管	配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管熱融着継手	JWWA・K・145	
		水道二層用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管金属継手	JWWA・B・116	
	その他の継手	ボール式可とう管	基準認証品	
		配水管用ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙ継手	SUS316	
		上水ﾌﾗﾝｼﾞ、FCD 製　KV ﾊﾟｯｷﾝ	基準認証品	
継手類	その他の継手	配管用ﾌﾗﾝｼﾞ伸縮管	基準認証品	
		ｳﾙﾄﾗｸﾞﾘｯﾌﾟ（離脱防止機能付）	基準認証品	ｸﾎﾞﾃｯｸ
弁栓類	仕切弁	水道用仕切弁（浅埋対応型）（右開形）	JWWA・B・122	
		水道用仕切弁（ﾛﾝｸﾞ）（右開形）	JWWA・B・122	
		水道用ﾊﾞﾀﾌﾗｲ弁ｾﾝﾀｰｷｬｯﾌﾟ形（右開形）	基準認証品	
		水道用 PE 挿口付(両袖)ｿﾌﾄｼｰﾙ仕切弁	基準認証品	清水合金製作所
	消火栓	空気弁内蔵型地下式消火栓	基準認証品	協和工業
	空気弁	地下式空気弁（ｶﾏﾝｴｱｰ）	基準認証品	協和工業
	補修弁	ﾎﾞｰﾙ式補修弁（口径 75）ｈ=100	基準認証品	協和工業
	減圧弁	戸別給水用	基準認証品	
		配水管用	基準認証品	水機
	定流量弁	口径 50～口径 300	基準認証品	東光精機
弁栓類	止水栓	ﾎﾞｰﾙ式乙形おねじ型（右閉じ）	基準認証品	ﾀﾌﾞﾁ
		ﾒｰﾀｰ用逆止弁付伸縮型ﾎﾞｰﾙ止水栓	基準認証品	前澤給装
弁栓類	分水栓	Ａ型サドル分水栓	JWWA B 117	
		EF ｻﾄﾞﾙ分水栓	基準認証品	
		不断水分岐バルブ　Ｔ型Ｆ式	基準認証品	ｺｽﾓ工機

種別	品　目	規　格		備　考
		名称	規格番号	
ﾎﾞﾙﾄ類	ボルト	Mボルト　ﾌｸｺﾞｰ形･L 型	基準認証品	水研
		ﾌﾗﾝｼﾞﾎﾞﾙﾄ SUS 304･焼付防止処理	基準認証品	田中・
		防食用ﾌﾗﾝｼﾞﾎﾞﾙﾄ SUS 304･焼付防止	基準認証品	岸和田ｽﾃﾝﾚｽ
ﾎﾞ　ｯ　ｸ　ｽ　類	仕切弁鉄蓋	ﾊｯﾄ型ﾎﾞｯｸｽ（民地用）　市章入り	基準認証品	前澤化成ﾀﾞｲﾓﾝ
		ﾈｼﾞ式ﾎﾞｯｸｽ（公道用）　市章入り	基準認証品	日之出水道機器
	止水栓用ﾎﾞｯｸｽ	ﾊｯﾄ型ﾎﾞｯｸｽ　分割型	基準認証品	日之出水道機器
		FCD 製青蓋ﾎﾞｯｸｽ（T-8・A 形・2 号）	JWWA K-147	前澤化成
	消火栓鉄蓋	丸型ﾎﾞｯｸｽ　500 型、600 型	基準認証品	ﾀﾞｲﾓﾝ
		角型ﾎﾞｯｸｽ	基準認証品	日之出水道機器
	小型ﾒｰﾀｰﾎﾞｯｸｽ	２号形（13 ㎜用）（425＊285＊235）	基準認証品	日之出水道機器
		３号形(20・25 ㎜用)（495＊300＊235）	基準認証品	前澤化成
ﾎﾞ　ｯ　ｸ　ｽ　類	小型ﾒｰﾀｰﾎﾞｯｸｽ	４号形(30、40 ㎜用)（580＊350＊260）	基準承認品	三国ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ
		５号形（50 ㎜用）（700＊420＊300）	基準承認品	
	大型ﾒｰﾀｰﾎﾞｯｸｽ	75 ㎜用（850＊580＊750）	基準承認品	日之出水道機器
		100 ㎜用（1000＊650＊800）	基準承認品	前澤化成
	ﾒｰﾀｰｾｯﾄ形	１号形(13・20 ㎜用)（345＊240＊205）	基準承認品	前澤化成
		２号形（25 ㎜用）（425＊285＊235）	基準承認品	ﾀﾌﾞﾁ(13･20 ㎜)
		30 ㎜～50 ㎜用	基準承認品	
その他	防食コア	密着式コア	基準承認品	
	表　示　杭	給水管用	基準承認品	
	ﾛｹｰﾃｨﾝｸﾞﾜｲﾔ	５㎜用	基準承認品	
	埋設ｸﾛｽｼｰﾄ	ﾀﾞﾌﾞﾙ青	基準承認品	
	表示ﾋﾟﾝ	青	基準承認品	

年　　月　　日

親メーター設置に伴う念書

伊東市水道事業
伊東市長

（給水申込代表者）
住　所
氏　名　　㊞

伊東市水道事業から給水を受けるに当たり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

1　給水箇所（各戸給水を受けるすべての地番及び部屋番号等を記載）

2　上記箇所に伊東市水道事業から給水を受けるに当たり、親メーター方式（水道配水管から分岐した付近に親メーターを設置し、その２次側へ各戸メーターを設置する方式）により給水を受けます。

3　水道配水管の分岐以降の給水装置については、責任を持って維持管理及び修繕をいたします。

4　親メーターの使用水量と上記給水箇所の各戸メーターの合計使用水量を比較し、10%以上の差水量（親メーターでの超過水量）が発生し、その原因が明らかに給水装置の維持管理の不備（漏水等）による場合は、差水量に基づく水道料金を伊東市水道事業から請求及び徴収することを承諾いたします。

5　各戸メーターの使用者全員は、本念書の内容を承諾します。（別紙承諾書添付）

（差水量分水道料金請求先
住　所
氏　名）

以上

※　承諾書については、本念書の内容を承諾する旨を記載し、承諾者氏名の記載、押印をする。（連名でも良い）

参考文献

１.「水道施設設計指針」　２０１２年版　日本水道協会

２.「水道維持管理指針」　２００６年版　日本水道協会

３.「配水管および給水装置の表示標準」　１９７７年版　日本水道協会

４.「検査品目写真集」　１９９２年版　日本水道協会

５.「水道工事標準仕様書」　２０１０年版　日本水道協会

６.「空気調和衛生工学便覧」　１９９５年版　空気調和・衛生工学会

７.「貯水タンク設置基準の解説」　１９８３年版　日本建築センター

８.「給水装置標準計画施工方法」

９.「給水装置標準計画施工方法図面集」

１０.「水道用ライニング鋼管配管施工方法」　１９９６年版　日本水道鋼管協会

１１.「水道用硬質塩化ビニル管技術資料」　塩化ヒニル管、継手協会

１２.「電食防止の手引き」　東京電食防止対策委員会

１３.「水道メータ使用基準」　１９９７年版　日本水道メータ工業会

１４.「給水装置工事の手引き１・２・３」１９９７年版　財団法人給水工事技術振興財団

１５. その他関係法令等